

2024年度 兵庫県立こやの里特別支援学校いじめ防止基本方針

兵庫県立こやの里特別支援学校

1 学校の方針

本校は校訓「やさしい心、元気なからだ、つよい絆」のもと、「子どもが育つ学校」を目指している。教職員全員が「いじめは絶対に許さない」という強い意志を持ち、児童生徒全員が毎日安心して登校できるように、安全、安心な教育環境作りに取り組む。いじめの未然防止を図りながら、早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するための「いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的考え方

「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。個々の行為がいじめにあたるかどうかの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う。いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。」という認識をすべての教職員がもち、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を組織し、他者を思いやる心の育成、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。いじめは、大人の目のつきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つことが重要である。

3 いじめ防止等の指導体制、組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめ問題への組織的な取組を推進するため、「いじめ対応委員会」を設置する。その委員会を中心として、教職員全体で共通理解を図る。総合的ないじめ対策を行うために、校内組織と連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

いじめは教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童生徒の個々の障害の特性を理解し、小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期に発見するためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

他者を思いやる心の育成、いじめの未然防止、早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。学校全体でいじめ問題に取り組むために、年間指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

いじめ問題の重大性をすべての教職員が認識し、担任が常に生徒の動向を観察、把握し、いじめを生まない土壌づくりに努める。また、ネット上のいじめを防止するために、情報モラルを身につける指導を充実させる。学年会、学部会、支援委員会でいじめがないかどうかの確認を行う。心配される事案に対しては、即対応策を検討する。**教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断はせず、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実に行之、学校全体で組織的に対応し、いじめ解消に努める。**

4 重大事態への対応

生命または身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合は、速やかに教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。また、場合によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

5 その他の事項

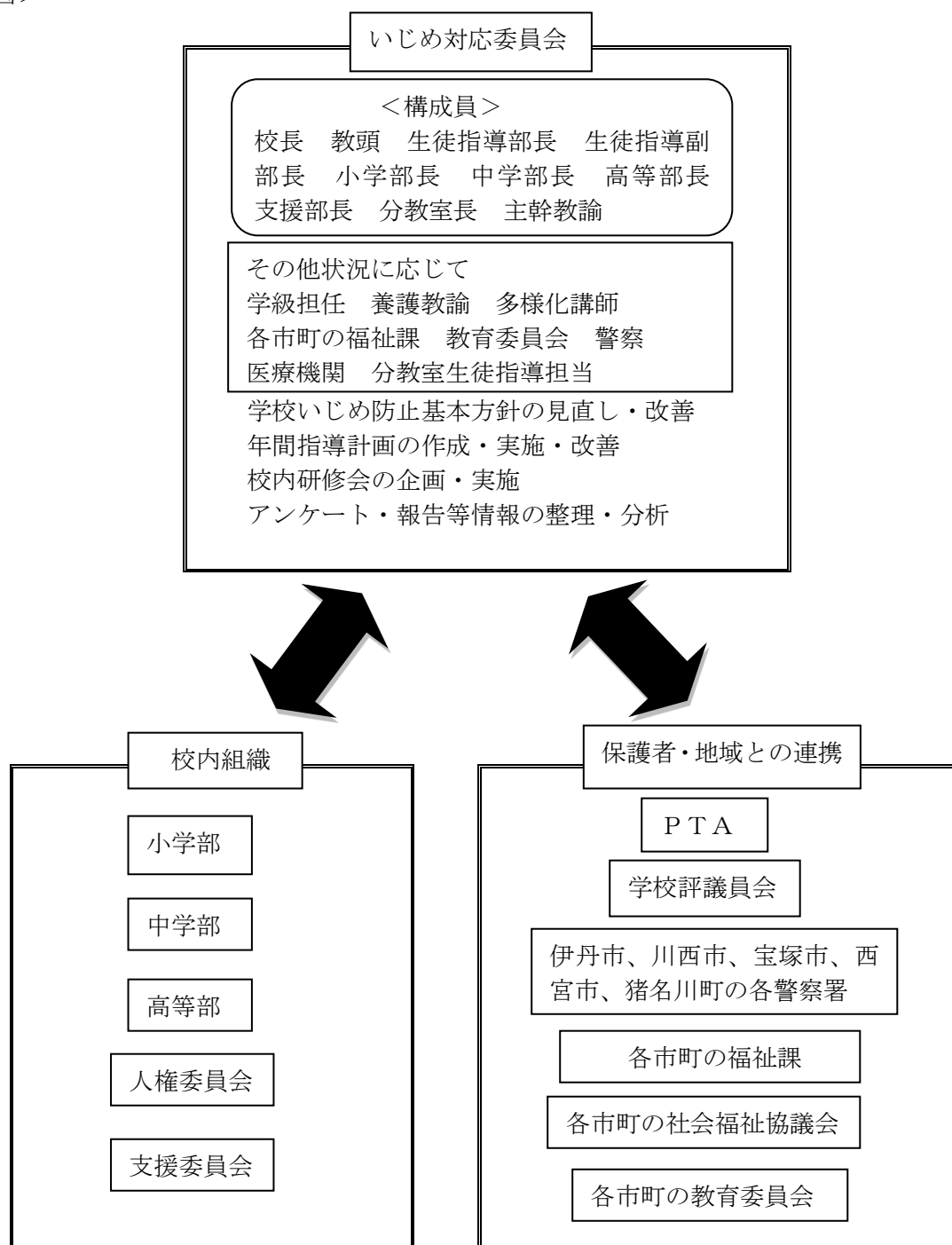
子どもが安心して登校でき、誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるようこれまでも情報発信に努めてきた。いじめの防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、保護者懇談、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等の実効性の高い取り組みを実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめを起こさせない」「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取り組みを行う。
- 2 いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、「いじめ対応委員会」を設置する。
- 3 「いじめ対応委員会」を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で情報共有と共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実に行之、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 4 組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開する。

<組織図>



いじめの早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい状況・起こっている集団

- | | |
|--|---|
| ☐ 机の向きのずれ、机上が雑になっていないか | ☐ 着替えロッカーや靴箱に変化はないか |
| ☐ 持ち物が壊れていないか | ☐ 掲示板が破れていたり落書きがあつたりする |
| ☐ 特定の子どもに気を遣っている | ☐ 共有スペースに私物が散見される。 |
| ☐ 絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる | ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る |
| ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある | |

いじめられている子

●日常の行動・表情の様子

- | | |
|---|---|
| ☐ わざとらしくはしゃいでいる | ☐ おどおど、にやにや、にたにたしている |
| ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない | ☐ 顔色が悪く、元気がない |
| ☐ 早退や一人で下校することが増える | ☐ 遅刻・欠席が多くなる |
| ☐ 腹痛など保健室へ行きたがる | ☐ ときどき涙ぐんでいる |
| ☐ 職員室や保健室付近をうろうろする | |
| ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている | |
| ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする | |

●授業中・休み時間

- | | |
|---|--------------------------------------|
| ☐ 一人でいることが多い | ☐ 学習への意欲が下がる |
| ☐ 教室へよく遅れて入ってくる | ☐ 教職員の近くにいたがる |
| ☐ 発言すると友達から笑われたり、冷やかされたりする | |
| ☐ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする | |

●昼食時

- | | |
|--|--|
| ☐ 好きなものを他の子どもにあげる | ☐ 意図的な配膳忘れや不平等な配膳をされる |
| ☐ 食事量が減っている | |

●清掃時

- | | |
|---|--|
| ☐ いつも雑巾がけやごみ捨て当番になっている | ☐ 一人で離れて掃除をしている |
|---|--|

●その他

- | | |
|---|--|
| ☐ 持ち物や机などに落書きをされる | ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする |
| ☐ 服に靴の跡がついている | ☐ 刃物など危険な物を所持する |
| ☐ 手や足に擦り傷やあざがある | ☐ 怪我の状況と本人の言う理由が一致しない |
| ☐ 遊び仲間が変わる | ☐ 必要以上のお金を持っている |
| ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きがある | ☐ 教室に自分の居場所がない |
| ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている | |

いじめている子

- | | |
|--|---|
| ☐ 多くのストレスを抱えている | ☐ 悪者扱いされていると思っている |
| ☐ あからさまに教職員の機嫌をとる | ☐ 特定の子どもにのみ強い仲間意識を持つ |
| ☐ 教職員によって態度をかえる | ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない |
| ☐ グループで行動し、他の子どもに指示を出す | ☐ 刃物など危険な物を所持する |
| ☐ 他の子どもに威嚇する表情をする | ☐ 本人にとって家庭の居心地がよくない |
| ☐ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう | ☐ 認められる場が少ない |

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議・研修等	事案発生時、緊急対応会議の開催 ※1					
	職員研修会※2	いじめ対応委員会	学校評議員会		※人権教育研修会 ※カウンセリング マインド研修会	
未然防止への取組			あいさつ運動			あいさつ運動
	生徒会役員会・学級・学年づくり 人間関係づくり・仲間づくり活動					
早期発見への取組	学年懇談会等による保護者向け啓発 担当者間引き継ぎ	家庭訪問 個人懇談				アンケート実施
	連絡帳					
	校内巡回					

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議・研修等	事案発生時、緊急対応会議の開催					
					いじめ対応委員会 学校評価 学校評議員会	
未然防止への取組	あいさつ運動					
	生徒会役員会・学級・学年づくり 人間関係づくり・仲間づくり活動					
早期発見への取組	個人懇談			アンケート実施	個人懇談	引継会
	連絡帳					
	校内巡回					

※1 緊急対応会議：事案発生時には、いじめ対応委員会が緊急対応会議を開催し対応する。

※2 職員研修会：いじめ防止基本方針を確認し、指導方針や指導計画を提示し、全教職員で共通理解を図る。

※人権研修会・ カウンセリングマインド研修会：外部講師を招いての研修等、本校の実態に即した研修を実施する。

組織的対応

校長を中心とした指導体制のもとで、全職員が組織的に対応して当たる

